

## 暴力団排除に係る誓約書

令和 年 月 日

鞍手町商工会 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

印

鞍手町商工会加入にあたり、申請者及び役員等は、下記のことを誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して鞍手町商工会が行う一切の措置に対して異議の申し立て及び損害賠償請求を行いません。

なお、この誓約書の内容において鞍手町商工会が福岡県警察に照合することを承諾します。

### 記

- 申請者及び役員等は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 号に指定する暴力団ではありません。
- 申請者及び役員等は、法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものが役員等になっている者ではありません。
- 申請者及び役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
  - 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者
  - 暴力団員が実質的に運営している者
  - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 申請者又は役員等が、次のいずれかに該当した場合は、鞍手町商工会会員加入の拒絶もしくは会員の除名を受けても異議を申しません。
  - 福岡県暴力団排除条例（以下「条例」といいます。）第 22 条の規定に基づく勧告を受けた場合
  - 条例第 23 条の規定に基づく事実の公表を受けた場合
  - 暴力団又は暴力団員であった場合
  - 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であった場合
  - その他条例に抵触した場合